

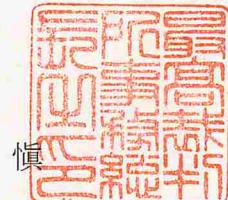
最高裁秘書第438号

令和3年2月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年1月22日付け（同月25日受付、第020886号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年7月16日付け司法研修所事務局総務課長「考試期間中における寮の入退寮について（お知らせ）」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和2年7月16日

令和元年度（第73期）

司法修習生 各位 実務修習地 東京, 立川, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津及び和歌山を除く。

司法研修所事務局総務課長 中村浩毅

考試期間中における寮の入退寮について（お知らせ）

B班の司法修習生考試については、現在のところ、司法研修所において実施する予定であり（なお、今後変更となる可能性があります。）、寮の定員の範囲内で司法修習生の入寮を認める予定であるところ、考試期間中の寮の入退寮については、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、下記のとおりとすることを予定していますので、あらかじめお知らせします。

なお、入寮申込み等の手続については、改めてお知らせします。

記

1 入寮

入寮手続を分散して行うため、以下のとおり、修習地に応じて入寮日を3日間に分け、入寮の受付時間を指定する。

(1) 第1グループ（入寮日 11月15日（日））

ア 受付時間 午後1時から午後3時まで

実務修習地 福岡、札幌、函館、旭川及び釧路

イ 受付時間 午後3時から午後5時まで

実務修習地 佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎及び那覇

(2) 第2グループ（入寮日 11月16日（月））

ア 受付時間 午後1時から午後3時まで

実務修習地 仙台, 福島, 盛岡, 高松, 徳島, 高知及び松山

イ 受付時間 午後3時から午後5時まで

実務修習地 広島, 山口, 岡山, 鳥取, 松江, 山形, 秋田及び青森

(3) 第3グループ（入寮日 11月17日（火））

ア 受付時間 午後1時から午後3時まで

実務修習地 水戸, 宇都宮, 前橋, 静岡, 甲府, 長野及び新潟

イ 受付時間 午後3時から午後5時まで

実務修習地 名古屋, 津, 岐阜, 福井, 金沢及び富山

(4) 荷物の搬入

ア 考試期間における短期間の入寮であるから、入寮時に持ち込む荷物は最低限のものに限定する。

イ 入寮者の荷物の配達指定日は、11月12日（木）から11月17日（火）までとする（詳細は、入寮許可通知の送付時に指示する。）。

2 退寮

(1) 退寮日

退寮日は、考試終了翌日である11月27日（金）とする。

自己都合により考試終了日の退寮を希望する者は、11月26日（木）に退寮することができる（通所者退出後の退寮となるため、退寮時間は午後7時頃から午後8時頃までの間となる見込みである。）。

(2) 退寮日における退寮時間の指定

研修所及び和光市駅周辺の混雑と集中を避けるため、フロアごとに退寮手続の時間を指定し、順次退寮する。最終の退寮グループは夕方頃になることが予想されるため、交通機関の手配を行う場合は時間に余裕を持って行う。